

議案第49号

大田原市中小企業・小規模企業の振興に関する条例の制定について
大田原市中小企業・小規模企業の振興に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年6月12日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市中小企業・小規模企業の振興に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地域経済の発展において、中小企業者及び小規模企業者の果たす役割の重要性に鑑み、市の中小企業・小規模企業の振興に関する基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ継続的に推進し、その経営基盤の強化並びに事業の持続的な成長及び発展を図り、もって地域経済の活性化、雇用の促進及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業・小規模企業の振興 中小企業者の多様で活力ある成長発展及び小規模企業者の事業の持続的な発展を図ることをいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者であって、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- (3) 小規模企業者 前号の中小企業者のうち中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (4) 中小企業支援団体 商工会議所、商工会その他の中小企業者を支援する団体であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (5) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (6) 大企業者 中小企業者以外の事業者（金融機関を除く。）であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (7) 教育機関 大学、高等学校その他の教育機関であって、市内に所在するものをいう。
- (8) 関係機関等 第4号から前号までに掲げる者その他中小企業・小規模企業の振興に寄与する機関等をいう。
- (9) 市産品 中小企業者等が市内で生産し、製造し、加工し、又は販売するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる基本理念に基づき推進されるものとする。

- (1) 中小企業者及び小規模企業者が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的な認識の下に推進すること。
- (2) 中小企業者及び小規模企業者による経営の改善及び向上を図るための自主的な努力が促進されることを基本として推進すること。
- (3) 中小企業者、小規模企業者、関係機関等、市民及び市が連携を図り推進すること。

- (4) 中小企業者及び小規模企業者が供給する原材料、製品、サービス等が地域経済の好循環と内発的発展をもたらすよう、その積極的な利用の促進を図ること。
- (5) 人材、技術、産業基盤、自然環境、歴史その他の地域資源が有効に活用されるよう推進すること。
- (6) 特に小規模企業者については、地域の多様な需要にきめ細かく対応できる等の特徴を活かすとともに、経営資源の不足や経営のせい弱性を補い、事業の持続的な発展が図られるよう配慮しつつ推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 市は、特に小規模企業者の事業活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 市は、関係機関等と連携を図り、それぞれが実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう努めるものとする。
- 4 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、市産品の積極的な活用並びに中小企業者及び小規模企業者の受注機会の促進に努めるものとする。

(中小企業者及び小規模企業者の努力)

第5条 中小企業者及び小規模企業者は、経済社会情勢の変化に対応してその事業の発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上に努め、雇用機会の創出並びに従業員の労働環境の整備及び福祉の向上に努めるものとする。

- 2 中小企業者及び小規模企業者は、その事業活動を通じて地域の振興に努め、市産品の積極的な利活用及び地域の経済団体への加入に努めるものとする。
- 3 特に小規模企業者は、地域の特色を活かした事業活動に取り組むとともに、経済社会情勢の変化に対応して事業の持続的な発展を図るため、自主的に円滑かつ着実な事業運営を図るよう努めるものとする。

(中小企業支援団体の役割)

第6条 中小企業支援団体は、中小企業・小規模企業の振興に主体的に取り組み相互に連携するとともに、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 中小企業支援団体は、中小企業者及び小規模企業者の多様な需要にきめ細かく対応するため、組織力の強化を図るとともに、その職員の業務遂行能力の向上に努めるものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、中小企業者及び小規模企業者の円滑な資金調達並びに経営の改善及び向上に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、中小企業者及び小規模企業者の地域社会及び地域経済に果たす役割の重要性について理解を深め、中小企業・小規模企業の振興に貢献するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第9条 教育機関は、勤労及び職業に対する意識の啓発並びに中小企業・小規模企業の振興の担い手となる人材の育成に努めるとともに、中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第10条 市民は、中小企業者及び小規模企業者が地域社会の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、市産品及び提供するサービス等の利用を通じて中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業の振興に関する基本的施策)

第11条 市は、中小企業・小規模企業の振興を図るため、中小企業者及び小規模企業者に対し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 創業の促進を図るための施策
- (2) 事業の継承の円滑化を図るための施策
- (3) 経営の改善及び向上の促進を図るための施策
- (4) 販路開拓の促進を図るための施策
- (5) 事業活動を担う人材の育成及び雇用の安定を図るための施策
- (6) 従業員の福利厚生の実施の促進を図るための施策
- (7) 技能等の向上及び継承の促進を図るための施策
- (8) 事業活動に必要な資金が円滑に供給されるための施策
- (9) 産学官金連携（中小企業者、小規模企業者、関係機関等、栃木県及び市が相互に連携を図りながら協力することをいう。）等による研究及び事業化の促進を図るための施策
- (10) 情報収集及び情報発信を促進するための施策
- (11) 社会経済情勢の変化等に対応した事業の継続が円滑に行われるための施策

(財政上の措置)

第12条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。